



貯水槽の維持管理



あなたのビル・マンションの水は安心ですか？



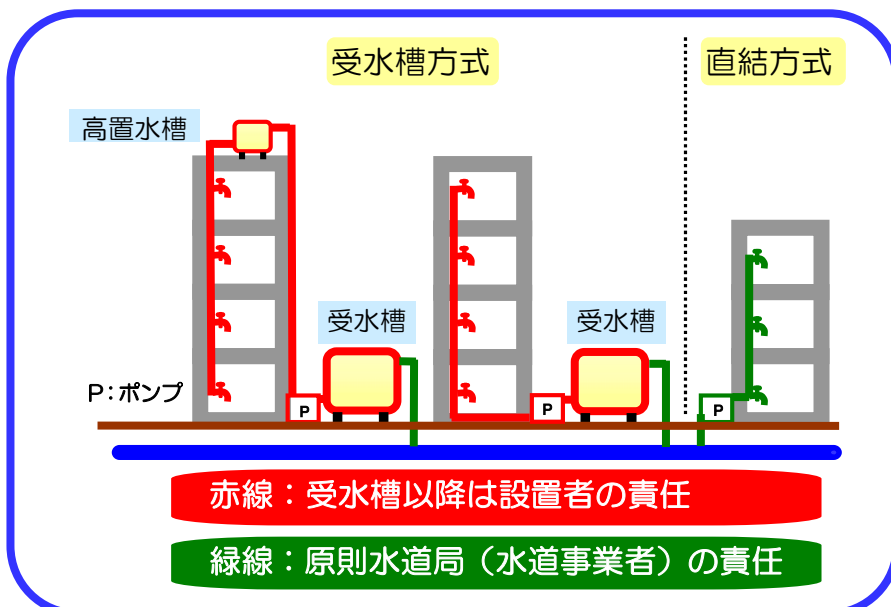
貯水槽とは？

貯水槽とは、高いビル・マンションなど一度に水をたくさん使う場合に、水をいったん貯めておくために設置されている水槽のことで、受水槽と高置水槽があります。

受水槽に入った水は、ポンプで屋上にある高置水槽にくみあげてから各家庭、事務所に給水します。（高置水槽がない場合もあります。）

このように、貯水槽を使って給水する設備を貯水槽水道といいます。

給水方式と水質管理責任の範囲



貯水槽水道のなかでも、
受水槽の有効容量が

10 m³を超えるものを

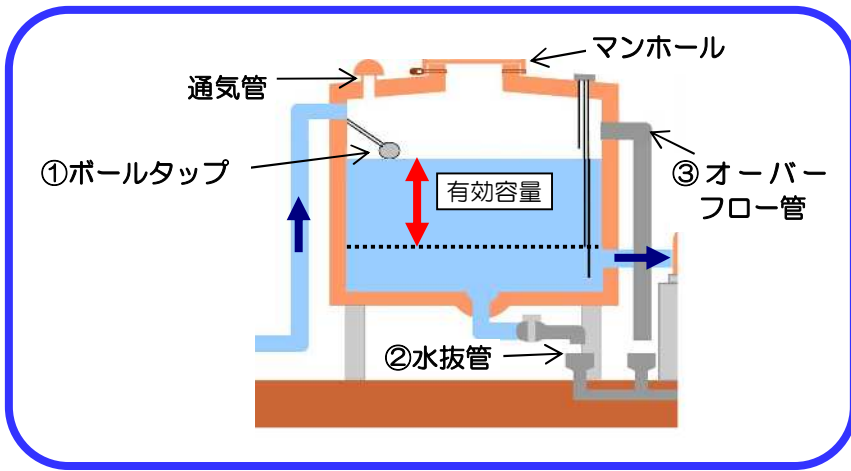
簡易専用水道

10 m³以下を

小規模貯水槽水道

といいます。

受水槽の構造



①ボールタップ

貯水槽内の水量を調節します。

②水抜管

排水が逆流しないように、空間が設けられています。

③オーバーフロー管

ボールタップが故障した場合、槽が満水にならないように、貯水槽内の水を逃がします。

貯水槽の維持管理を適切に行わないと・・・

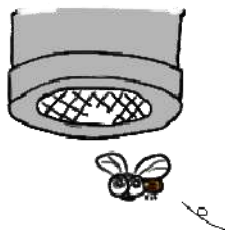
施錠不良、
パッキンの劣化



マンホールから
雨水やごみなど
が中へ

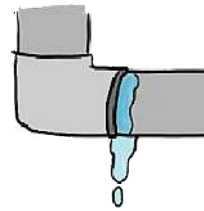
放置すると・・・

防虫網の破損



虫、小動物の侵入

管、本体に亀裂



漏水

清掃未実施



槽内部の汚れにより
残留塩素が
検出されない

水の味・におい・色の異常
水の汚染

自主管理点検ポイント

水槽本体

□ 亀裂や漏水箇所はないか？

水槽内部

□ 塗装の劣化により光が透過していないか？
(日光の影響を受け、藻が発生)
□ 水中に異常な浮遊物質はないか？

水槽周囲

□ 周辺に水溜り、雑草、ごみなどはないか？

通気管

□ 防虫網が破れていないか？
□ 通気笠が外れていないか？



オーバーフロー管

□ 防虫網が破損していないか？



マンホール

□ 施錠がされているか？
□ ゴムパッキンが劣化していないか？



施設と水質の維持管理

簡易専用水道

1 貯水槽の清掃（義務）

毎年1回以上定期的に清掃する必要があります。
専門の清掃業者に清掃を依頼しましょう。



2 法定検査の受検（義務）

厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による検査を毎年1回以上定期的に受検する必要があります。

3 貯水槽の点検（努力義務）

毎月1回定期的に、その他、地震、台風、凍結、大雨などの後は左ページの「自主管理点検ポイント」を参考に点検してください。



4 遊離残留塩素の測定（努力義務）

7日毎に1回遊離残留塩素が検出されることを確認してください。
検出されない場合、殺菌効果が期待できません。

遊離残留塩素濃度測定器の例



着色が見られること

5 水質検査の実施（努力義務）

蛇口から出る水に、におい、味、色、にごりに異常がないか確認してください。



無色透明

水道法第34条の2

岡山市簡易専用水道の取扱に係る
指導指針

小規模貯水槽水道

1 貯水槽の清掃（努力義務）

毎年1回以上定期的に清掃を行なってください。
専門の清掃業者に清掃を依頼しましょう。

2 貯水槽の点検（努力義務）

左ページの「自主管理点検ポイント」を参考にしてください。

3 遊離残留塩素の測定（努力義務）

毎年1回以上定期的に遊離残留塩素が検出されることを確認してください。
検出されない場合、殺菌効果が期待できません。

4 水質検査の実施（努力義務）

蛇口から出る水に、におい、味、色、にごりに異常がないか毎年1回以上定期的に確認してください。

岡山市小規模貯水槽水道取扱要領

水の異常に気づいたら・・・

色がつく



白い水（下層から透明になる）



• 空気の混入のため、安全性に問題はない。

白い水（透明にならない）

原因：亜鉛の溶出

赤い水

原因：水道管からの鉄さび

青い水

原因：銅の溶出



• しばらく流して、水が透明になったら使用する。
• ひどい場合には配管などを取り替える。

においがする



カルキ臭（塩素臭）がする

原因：塩素消毒による残留塩素



• 水道水が消毒されているため。
• においが気になる場合は、煮沸後、冷やしてから使用するとよい。

カビ臭、生臭いにおいがする

原因：貯水槽に藻類が繁殖している可能性がある



• 貯水槽の点検をし、必要に応じて清掃事業者等に相談する。

異物の混入



黒い異物が混入する

原因：給水栓や継手などのゴムパッキンなどの劣化



• 劣化したゴムパッキンなど部品を交換する。

緑色の浮遊物が混入

原因：貯水槽に藻類が繁殖している可能性がある



• 貯水槽の点検をし、必要に応じて清掃事業者等に相談する。

水の異常



管理責任者に相談



管理責任者・管理組合



専門業者・保健所へ

万が一、水の汚染事故が起こったら・・・



お問い合わせ先

岡山市保健所 衛生課 環境衛生係

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

電話(086)803-1258

岡山市水道局 給水課 給水管理係

〒703-8282 岡山市中区平井五丁目4番1号

電話(086)271-5411